



アメリカにおける小麥先物取引の國家的統制(其一)

福田, 敬太郎

(Citation)

国民経済雑誌, 45(6):889-916

(Issue Date)

1928-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/00054114>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00054114>



國民經濟雜誌

第四十五卷 第六號

(昭和三年十二月一日發行)

論 說

アメリカにおける小麥先物取引の國家的統制

福 田 敬 太 郎

- 一、序説
- 二、オプシヨン取引禁止の立法
- 三、世界戦争當時における小麥市場の管理
- 四、一九二〇年および一九二一年の小麥價格の下落
- 五、一九二一年の先物取引法
- 六、一九二二年の穀物先物取引法
- 七、穀物先物取引管理の小麥市場および公衆に及ぼせる影響
 - (一) 小麥價格の變動
 - (二) 小麥先物取引量
 - (三) 掛繋取引
 - (四) 生産者組合の取引所加入
 - (五) 穀物先物取引に關する記録の保存および發表
- 八、結語

アメリカにおける小麥先物取引の國家的統制

(八八九)

小麥はアメリカの重要物産の一であつて數千萬の人々があるひは生産者としてあるひは消費者としてそれと生死を共にしてゐるものである。小麥價格の激しき變動はアメリカ合衆國乃至カナダの全民衆に致命的なる影響を與へるであらう。數個の小麥市場中心、特にシカゴにおける取引所は日小麥價格を決定してをる。そこに出入する數百の小麥取引業者は實に全アメリカ民衆の幸福と直接關係あるところの極めて重要な任務を託されてをるのである。しかるに不幸にして屢々この重要な經濟的任務が小麥の需要供給關係の紊亂のために完全に盡され得ざることが起る。この紊亂の原因のあるものは個々の取引者または彼等の團體の力をもつて如何ともする能はざるものであつて、かくの如き場合において屢屢國家の統制を必要とするに至る。而して平常の取引においてすらも小麥市場についてのある種の國家的干渉は生産者ならびに消費者を起り得べき不幸から救ふことに寄與するであらう。

小麥市場の國家的統制は世界大戰中およびその後における重要な市場問題の一つであつた。一九二二年の穀物先物取引法(Grain Futures Act)は一應この問題を解決し、かつ現在の穀物先物取引管理局(Grain Futures Administration)は實際上小麥市場を統御する永久的制度である

と考へられる。本篇においてはこの穀物先物取引法の歴史をたづね穀物先物取引管理局の作用がアメリカにおける小麥市場および一般社會におよぼす影響を考へ、それに附するに小麥取引に關する若干の統計的分析をもつてしやうと思ふ。

二

一九二一年の先物取引法(Future Trading Act)およびその後繼者たる一九二二年の穀物先物取引法は直接には世界戰爭當時の食料供給調査と關係のあることであつて、その意味においては世界戰爭の産物であるとも考へられるけれども、この法律の歴史はさらに遡つて、小麥市場を統御せんとする數十年に亙る努力の跡であると見るのが至當である(一)。

既に一八九〇年の第五十一議會において一般に穀物取引を嚴重に取締らんとする法律案が出たが、當時は可否を決するに至らなかつた。これは實にその後殆ど毎議會に反覆提出せられるところのオブション取引禁止案の嚆矢である。第五十二議會においてはこれと同様なる目的を持つ數個の法律案が提出せられ、一束として農業委員(Committee on Agriculture)に附託せられた。同委員は一八九二年四月四日に一つの新しい法律案を提出して他のものに代置した。これは甚だ重要な議案であつて、下院においても上院においてもそれについて熱心に論議せられた。この法律案は、「オブション取引および先物取引を定義し、それらの取引に

従事する者に特別税を賦課し、それらの取引者およびある種の生産物の販賣に従事する者をして特許を得せしめ、かつその他の目的を達する案[A bill defining "options" and "futures", imposing special taxes on dealers therein, and requiring such dealers and persons engaged in selling certain products to obtain license, and for other purposes]と呼ばれた。この案は充分に議論せられたけれども、それが修正案の形で日程に上るに先つて議會の期間が終了した。

次の議會において再び同様の目的を有する一つの法律案が提出され、農業委員に附託せられた。同委員は、ある種の農産物の販賣を統制し、オプション取引および先物取引を定義し、かつそれらの取引ならびにそれらの取引に従事する者に課税する案[A bill regulating the sale of certain agricultural products, defining "options" and "futures," and imposing taxes thereon and upon dealers therein.]と題する代置案を提出した。この案は下院を通過したけれども上院において可否を決するに至らなかつた。このことあつて以後十年間オプション取引禁止案は議會に提出せられなかつたのである。

一九〇四年の第五十八議會において下院に「各州間および外國との商業を奨勵助長し、それに對する障礙を除去するための法律案」(A bill to encourage and promote commerce among the States and with foreign nations, and to remove obstructions thereto)が提出せられ、他方において上院には「オプ

ション取引および先物取引を定義し、かかる契約を不法とし、それを犯す者を罰することを定める法律案〔A bill to define "options" and "futures," to make such contracts illegal, and to provide penalties for violation of the law〕が現はれた。これらは本来棉花取引所に對する攻撃に他ならぬ。前者は州際、國際、商業委員 (Committee on Interstate and Foreign Commerce) に、後者は裁判委員 (Committee on Judiciary) に附託せられたが、兩者ともに再び本會議に報告せられることなく過ぎ去つた。

次の議會においては同様なる性質の數個の法律案が提出せられたが、いづれも前議會の兩案と運命を等しくした。かくて一九〇七年の恐慌の後に開かれたる第六十議會に及んで大的に先物取引、差金取引、オプション取引等を排斥禁止する法律案が提出せられ、その數二十に達し、主として南部および西部諸州の議員がそのために力を盡した。その中の一つの法律案は「土地の生産物の價値の變動によつて差金と稱する金額を獲得しまたは喪失することを防ぐ」〔to prevent anyone from gaining or losing sums of money called margins from the fluctuations in value of the products of the soil.〕ことを目的としてゐた。その他はいづれも大同小異であつて、而していづれも議論せられず握り潰されて了つた。

第六十一議會において再び南部および西部諸州の議員によつて十三個の同種の法律案が提出されたが矢張り立消えになつた。第六十二議會においても八個の法律案が出たけれど

も握り潰された。それ以來一九一七年アメリカ合衆國が世界戦争の仲間入りをするまでは小麥取引を統制しやうとするやうな重大なる企ては現はれなかつた。ただその間に注目すべきことは穀物の量目標準を立てる試みであつて、これは徐々に發達して遂に一九一七年の穀物標準法(Grain Standards Act)の通過を見るに至つた。

(1) H. B. Emery, Legislation against futures, in Political Science Quarterly, March 1895. 參照。

三

アメリカ合衆國が戦争参加の準備中に現はれたる緊急問題の一は食料品價格の暴騰であつて、政府は小麥價格に對して即時に何らかの對策を講ぜねばならぬことになつた。それよりさき一九一六年度におけるアメリカの小麥收穫は不足してをり、一九一五年度の收穫の半額を漸く越えたに過ぎなかつた(一)。かくして小麥價格は一九一六年十一月シカゴにおいて一ブッシェル二弗に達した。翌年一月に稍々下落したけれどもその春四月に參戦布告のときには二弗十五仙に騰り、五月十一日には勿驚三弗四十五仙の高値を示すに至つた(二)。かくの如き高値は南北戦争時代に現はれたる最高値よりも遙かに高いものである。すなはち一八六七年五月、當時貨幣價值が甚しく下落してをつたときにおいてもシカゴ市場は二弗八十五仙以上を示さなかつた。かかる破天荒の騰貴は、殊に一九一七年の收穫も不作の兆が

あつた際、これを放任して置くことは投機取引を益々盛んにし事態愈々悪化の傾向を生ずるに至らしめること火を暗るよりも明かであつた。

ここにおいて一九一七年五月十二日シカゴ物産取引所(The Board of Trade of the City of Chicago)は公に五月渡の小麥取引を停止し、既に結ばれたる取引の解合値段を三弗十八仙と定めた。同年八月八日議會は大統領に出來得る限り早く播種期以前に小麥に對し正當なる保證價格を決定する權限を與ふる法律案を通過した。かくの如き保證價格を有效ならしむるため、大統領はまた保證價格の與へらるべき小麥を購入し、それを貯藏、運送し、かつそれを合衆國市民にもしくは合衆國政府が現に戰爭をなしたは戰爭をなすことあるべき國と現に戰爭しつつある國の政府に販賣、讓渡し得る權限を與へられた。この法律は上述の任意裁量の權限に加ふるに一九一八年度に作らるる小麥の標準格の價格は主要内地市場中心において一ブッシェル二弗以上に定むべく、この最低限は一九一九年五月一日まで有效なるべしと云ふ規定をもつてした。

大統領が第一に行つたことは、食料管理官(Food Administrator)の任命であつた。最初に選ばれた者はハーバート・フーヴァー(Herbert Hoover)である。食料管理官は資本金五千萬弗を有する七人の社員からなるところの穀物會社(Grain Corporation)と云ふ機關を通じて彼の職能を果す

ことになつた。同會社の資本は合衆國政府の出資にかかり後に至つて五億弗に増資した。次に一九一七年度の小麦の「公正價格」(“fair price”)が大統領の使命にかかる獨立の委員によつて一ブッシェル二弗二十仙と決定された。この價格は農民の要求した二弗五十仙よりも低く、購買者たる外國政府の主張した一弗五十仙あるひは勞働階級の代表者の固持した一弗八十四仙よりも高く、一つの妥協的價格であつたが、かくの如く比較的高價に決定せられたる理由は、第一に一九一六年度および一九一七年度のアメリカにおける不作のためであり、第二に翌年度の收穫を増加するために植付の増加を奨励するためであり、第三に消費者を過度に苦めることなくして國內消費を制限するためであつた(三)。

私人としての小麦生産者は何人たりとも自由に、私人としての購買者にもしも可能であるならば、保證價格以上の價格において賣りつけることは許されてゐた。而して實際上特に良質の小麦については食料管理官の活躍期間中にすらシカゴにおける私人の販賣において一ブッシェル三弗五十仙と云ふ高値が現はれたことがある。しかし小麦の品質が規定の標準に應ずる限り、穀物會社の保證價格買入が有效であるから、保證價格よりも低き價格は現はれ得なかつた。小麦の投機取引は食料管理官の要求によつて各穀物取引所自らそれを禁止してをかつた。

保證制度は戰時中農民をして翌年度の收穫を増加するため最善の準備を盡さしめる目的を有してをつたものであるから、穀物會社の支拂ふべき保證價格は通常翌年の七月に起るところの次の收穫が始まるまでの期間有効である。かくして一九一七年八月に決定せられた同年度の小麥に對する二弗二十仙と云ふ保證價格は一九一八年の半ばまで有効であつた。しかるに一九一八年一月早々保證價格を一ブッシュェル二弗五十仙または二弗七十五仙に改めんとする法律案が提出せられた。同年二月大統領は議會の成行を豫想して保證價格二弗二十仙を一九一九年七月まで引續き有効とすることを宣言した。同時に運賃の騰貴を特に考慮してシカゴにおける保證價格を二弗二十六仙とすることにした。同年七月議會が保證價格を二弗四十仙とする妥協案を通過したときに、大統領はそれを拒否し、直ちに一年先の一九一九年度の小麥に對する基本價格をも二弗二十仙と定めることを命令した。このことがあつたために政府保證が一九二〇年中も行はれてをり、戰後に收穫せられたのみならず多くは休戰條約締結以後植ゑつけられたところの小麥に對してまで保證價格が支拂はれてゐたと云ふ妙な現象が起つたのである。

しかしながら保證制度がそれ以上長く續くことはあり得ないことは明かである。一九二〇年五月大統領は同年六月一日をもつて政府の小麥取引管理は全然停止すること従つて穀

物會社の小麥買上は一切廢止することを宣言するに至つた。

(一) 當時のアメリカ合衆國小麥收穫高 (Agricultural Yearbook)

年度	數量 (單位ブッシェル)		
一九一五	一、〇二五、八〇一	一九一八	九二一、四三八
一九一六	六三六、三一八	一九一九	九六七、九七九
一九一七	六三六、六五五	一九二〇	八三三、〇二七

(二) 世界戰爭開始前後のアメリカ合衆國小麥現物價格は一ブッシェル一弗内外であつた。すなはち一九一〇年度から一九一三年度までは平均九十仙臺でしかも逐年下落の傾向であつた。一九一四年度はヨーロッパの動亂のため一躍して一ブッシェルにつき平均一弗二十七仙になつたが、一九一五年度は平均一弗十四仙に下り、一九一六年度に初めて平均一弗九十仙に騰つたのである。

(三) 食料管理に關する詳細なる記事は次の二論文に見える。

W. Eldred, The Grain Corporation and the guaranteed wheat price, in Quarterly Journal of Economics, Vol. XXIV.

W. Eldred, The wheat and flour trade under Food Administration control: 1917-1918, in Q. J. E. Vol. XXXIII

四

合衆國政府は豫告したる日すなはち一九二〇年六月一日に小麥市場から手を退いてしま

つたけれども、シカゴ物産取引所は一九一七年八月以來停止せられてゐたところの先物取引を再び公開することを同年七月十五日まで延期した。六月の中旬におけるシカゴ市場における現物価格は三弗十三仙であつたが、七月十五日先物取引が再開せられた場合に最初の取引は二弗七十三仙乃至二弗七十五仙であつた。その後一旦二弗四十八仙に下落しさらに八月に入つて二弗八十六仙に騰貴したが、爾來小麥相場は他の物價と共に漸落歩調を續けた。この傾向は九月における一九二〇年度の小麥收穫豫想が一九一九年度よりも約二億ブッシェル不足してをつたに拘らず、また最終の實收高が前年度に比して一億三千五百萬ブッシェル不足してをつたに拘らず生じたのである。十月に入つて小麥相場は一九一六年以來初めて二弗以下に下落し、十一月には一弗六十二仙になつた。下落の傾向は翌年の十一月に至るまで止まることなく、遂にその時に至つて一ブッシェル一弗二分の一仙、すなはち過ぐる一九二〇年の春小麥市場が、想像し得べき最低の値段なりと稱したところの價格から低きことに五十仙となつたのである。

先物取引法の直接の動機は此危機から農民を救はんとする願望のうちに見出すことができる。一九二〇年の夏の間各種の農民救濟策が叫ばれた。例へば肉類輸入の禁止、穀物運賃率の低減、外國販路の開拓、戦時金融會社 (War Finance Corporation) の復活、臨時特別關稅率の制定

などであつて、これらと相並で穀物市場の統制と云ふことが唱へられるに至つたのである。

云ふまでもなく小麥價格の下落の原因については單にアメリカについて考へるばかりでなく廣く世界の小麥需給關係を眺めねばならぬ。合衆國における一九二〇年の小麥收穫は一九一九年度に比してかなり少かつたけれども、カナダにおける一九二〇年度の收穫は前年に比して大であつた上、また一九二〇年度の世界における全收穫は前年よりも大であると豫想されてゐた(一)。外國政府の小麥購入は一九二〇年の春に著しく多くその後次第に少くなつて行つたが、これも亦相場下落の一因をなしてゐる。カナダにおける未曾有の豊作と爲替相場の關係のために一九二〇年の秋にカナダからこれまた未曾有の小麥輸入があつたことも相場下落に與つて力があつた。一九二〇年度における玉蜀黍の破記録的增收、燕麥の大收穫、一九二〇年後半期における麥粉の内地需要の減退、加ふるに他の多くの商品の一齊暴落は相重つて小麥市場を壓迫した。なほまた信用狀態の變化は小麥取引商人をして平常の持荷を蓄積維持することを厭はしむるに至り賣り放ちの態度をとらしめたことも相場下落に大いに關係がある。

かくの如き事情に面接して聯邦商事委員(Federal Trade Commission)は大統領の要求によつて小麥相場下落の原因を調査することになり、一九二〇年十二月十三日報告書を提出した。そ

の中に同委員は次の如き結論を述べてゐる。曰く、「合衆國大統領は明かにレヴァー法 (Lever Act) によつて小麥の先物取引を停止する權力を有す。その權力行使の効果に關し意見の分るることに鑑み、また小麥先物市場が、その辯護者の云ふ如き安定化と保險との職能を満足に果すこと能はざる事實に基き、先物取引のことにつきて統制的手段またはその他の方策を探るべきものならば、議會がこの問題を考慮すべきこと、および戰時權力に關係なき立法を運らすべきことを至當なりと信ず」(二)。

聯邦商事委員の見るところによれば、現に下落して非難の的となつてゐるところの小麥先物價格は人爲的に操縦せられてゐる疑が充分あるのであるが、かくの如き操縦的性質を有する大量の先物取引が存在するや否やを決定する數字を市場から直接に手に入れる機會を持つてゐないと云ふのである。同委員はこの種のことに對して實質的に參考となる知識を獲ることが必要であると考へてシカゴ物産取引所の役員達の協力を求めたのであるが満足なる回答に接しなかつた。そこで同委員は稍々躊躇しながらも、小麥先物における投機取引は配給行程上缺くべからざる部分ではなく、却つて屢々甚だ有害なるものであること、また多數の先物取引の中には單純なる賭博であり従つて大なる經濟的浪費であるものが含まれてゐることを申し立てた(三)。進んで同委員はこれに對する救濟策は實質上賭博であるところ

の取引を防止すべく議會が努めることにあると説いたのである。

同時に他方において聯邦商事委員は穀物取引に關する報告書を作製しつつあつた。穀物取引の調査研究は夙に戰時中の一般食料品調査と關聯して起つたものであるが、後には單獨の事業となつた。因みに穀物取引に關する同委員の報告書は卷を逐つて發表せられ、一九二四年末にその第六卷が出版された。

(一) 當時の世界小麥產額(Agricultural Yearbook)

年度	數	量(單位ブッシェル)
一九一八	三、一四七、六七七、〇〇〇	一九二一
一九一九	二、九九七、〇五一、〇〇〇	一九二二
一九二〇	三、〇三三、四三八、〇〇〇	三、三二六、七四九、〇〇〇
		三、七四二、五四一、〇〇〇

(11) Report of the Federal Trade Commission on Wheat Prices for the 1920 Crop, December 13, 1920. 參照。

(三) 次表はシカゴにおいて先物取引再開以後數箇月間の先物取引の概算數量および各月末現存數量を示す。

期 間	取 引 高(單位ブッシェル)	月末現存高(單位ブッシェル)
一九二〇年七月(十五日—三十一日)	二五、〇〇〇	八、五〇〇
八月	八六、〇〇〇	一五、五〇〇
九月	一九六、〇〇〇	三八、四〇〇
十月	四八四、〇〇〇	三八、九〇〇

五

一九二〇年十二月に開かれた第六十六議會の短期開會中に、物價の暴騰暴落の源なりと目された取引所投機取引を統御する目的をもつて數個の法律案が提出された。これらの法律案は各種各様であつて、生産者聯合會を取引所に加入せしむることを規定すると云ふやうな至極簡單なるものから、總ての先物取引および投機取引を廢止せんとするやうな極端なるものまであつた(一)。

この中で一九二一年八月二十四日に法律となつたものは、穀物、穀物生産物、および棉花の先物取引ならびにオプション取引に課税することを定めたところのキャツパー・ティンチャー案(Capper-Tincher bill)であつた。その原案においては先物取引の數量に制限を置くと云ふ稍々嚴重なる方策を樹てたのであるが、専門家の意見を聽取つた結果、原案作製者および農業委員は一層緩やかなる態度をとることとなり、結局本會議に報告せられたるごとく、先物取引の數量に制限を置くことは取り除かれた。この修正案は課税の方法によつてある種の先物取引を全然禁止することを企てたものである。而してそれは遂に法律となつて、「穀物の先物取引およびオプション取引に課税し、物産取引所を統制し、さらにその他の目的を達する法律」

(An Act taxing contracts for the sale of grain for the future delivery, and options for such contracts, and for providing

for the regulation of boards of trade, and for other purposes.)と云ふに至つたが、一般に「一九二一年の先物取引法」(The Future Trading Act of 1921.)と略稱する。

一九二一年の先物取引法に規定する諸項目の中でここに二つのことを特に注意した。第一はオブション取引に對する禁止的課税であり、第二は一般先物取引に對する課税である。一九一八年の歳入法 (Revenue Act) は物産取引所における先物取引の印紙税について次のやうに規定してをる。「取引所その他類似の場所においてもしくはその慣行に従ひて、生産物または商品の先物取引契約をなし、またはなさんとする者は、該契約における商品價格百弗につき二仙、および百弗または百弗未滿を増す毎に二仙」(二)。一九二一年の先物取引法第三節はこの歳入法の規定する課税に附加して、取引社會に於いて“privilege,” “bids,” “puts and calls,” “in demities,” あるひは “ups and downs” (三)として知られてゐるところの取引については一プツシエルにつき二十仙の課税をすることを定めた。その理由はかくの如き取引は經濟上有害無益であると云ふにとどまつてゐた。當時この附加税に對しては取引所側から別段強い反對も出ず、一九二二年の判決で他の課税規定が憲法違反として廢せられたときもこれのみは殘存してをつたけれども、一九二六年一月に至つて合衆國大審院において遂にこの課税規定も無効と判決せられた (Trustler vs. Crooks)。大審院の理由とするところは、かくの如き附加税は實

際上この種の取引を全然禁止することになり、結局歳入の目的を達せず、ある種の取引を禁止するための罰金たるに過ぎないから、歳入法中の規定としては無理であると云ふのであつた。

次に一般の先物取引については、一九二一年の先物取引法第四節において、總ての形式の先物取引に對して一ブッシュェルにつき二十仙の附加税を課することを定めた。しかしこれには例外が認められ、それによつて實際上先物取引市場は課税を免れることになつた。すなはち「その先物取引契約當時にその契約に含まるる現實の財産の所有者またはその生産者たる賣手契約當事者の一方が穀物を成育する土地の所有者または賃借人または穀物の所有者もしくは生産者あるひは土地の所有者もしくは賃借人の組合」たる場合にはかくの如き附加税は課せられないと云ふことになつた。同様に所謂 Contract Market (四) と云ふ資格を授けられた取引所の會員を通してなされるならば、何人が先物取引を行つても差支へなしと云ふ極めて廣い自由が與へられた。

かくの如く一九二一年の先物取引法は題名こそ課税法律であつたが實際上は決して歳入を目的としたものでないことは明かである。云ふまでもなくその眞の目的は先物取引が行はれる取引所の監督であつた。Contract Market を認定する條件、本法實施の責任者たる農務卿 (Secretary of Agriculture) の權限ならびに本法違反者に對する罰則等はいづれも本質上一九二二

年の穀物先物取引法と同様である(五)。Contract Marketと認定せられるためには本法の條項および農務卿の定むる規則に順應してその取引を行ひ、その規則を改め監督官廳の監督に服さねばならなかつた。

一九二一年の先物取引法の效力についてシカゴ物産取引所の八名の會員か他の總ての會員に代つて農務卿、イルノイ州北區合衆國地方司法官(The United States District Attorney for the Northern District of Illinois)、イルノイ州第一區内國收稅官(the Collector of Internal Revenue for the First District of Illinois)、シカゴ物産取引所等を相手取つて本法無効の訴へを起した。この事件は一九二二年一月大審院において辯論あり、同年五月十五日判決せられた。裁判長タフトによつて下されたる判決によると本法は課稅權の濫用であると云ふ理由で無効となつた。次に掲ぐるのは裁判所の意見の一部分である。

「本法を熟讀する者は、本法が取引所の取引行爲を農務卿の監督および農務卿、商務卿ならびに司法卿によつて成立するところの行政機關の利用によつて統御することを目的として立法せられたることに疑ひを挿む餘地を持たぬ。まことに本法の題名自らその目的の一は取引所の統制であることを示してをる。本法による穀物先物取引一ブッシュェルにつき二十仙の課稅は極めて重き負擔である。……本課稅の明白なる目的は取引所をして規則に應ぜし

めんとすることであり、而してその規則たるや多くは租税收入と何ら拘りなきものである。……本法は本質上また表面上にも總ての先物取引に一ブッシェル二十仙の罰金を課して取引所およびその會員を強制する取引所取締法である。この目的が表面上にも實施上にも明かなる場合、本法が課税權の正當にして有效なる使用であると云ふことは如何なる方面からも論ずることはできない。その他、農務卿および委員會によつて本法規定違反に關する巧妙複雑なる密議機關が設けられたること、本法違反の取引所から Contract Market の資格を剝奪すること、また本法違反者に對して總ての取引所をして通常の特權を拒否せしめること、のとき規定はいづれも上述の意見を固くする材料である〔六〕。

しかるに大審院判決はなほ進んで次の如き意味深長なる言葉を附け加へた。「この問題はこのままでは議會の統制力の下には來らない。そのためには議會に對して確證を示して、およそ先物取引が諸州間の商業に直接干渉しそれに對しする障礙であり負擔であることが明かにせられねばならぬ。U. S. v. Forger, 250 U. S. 199. 參照。かの Stanford v. Wallace, 258 U. S. 495 の事件において、吾人がこの國における牧畜業を統制したとひその取引が一定範圍の家畜置場の中で完結するとはいへ、それに従事する仲介商人を統制することは議會の權限内にありとしたのは上述の原則に基くものである。何となれば彼等は、取締りなき限り、不法なる料金、

不信實なる慣行および共謀によつて、彼等の手を経るところの諸州間の商業に直接の負擔を課するものであると云ふことを議會が判定したからである。」この同情ある暗示に基いて無効となつた先物取引法の擁護者達は次の議會において新しき法律案を提出することとした。

(一) 第六十六議會に提出されたる穀物取引に關する諸法律案は次の如し。

第一種—政府の穀物賣買を廢止する法律案(S. 3844)

第二種—穀物先物取引契約に課税する法律案(S. 4561, 4830, 5046; H. R. 14057, 15688)

第三種—穀物先物取引を防止および禁止する法律案(H. R. 14656, 15122)

(二) The Statutes at Large of the United States, Vol. XL, Part I, p. 1136.

(三) Privilege とは嚴重なる法律的意思に依ける選擇權契約 (Option contract) であつて、買手は一定の期間内彼の選擇する時期に、この契約の相手方たる賣手と指定されたる價格をもつて先物取引契約を結ぶことを選擇し得るものである。相手方をして先物を賣らしむる選擇權契約はシカゴにおいて bid と呼ばれ、これに反して相手方をして先物を買はしむる選擇權契約を offer と云ふ。Privilege の買手は第一の場合においては先物の買手となり、第二の場合には先物の賣手となる。Bids はまた calls として知られ、offers はまた puts と呼ばれる。Privileges はシカゴにおいては indemnities と云はれてゐるが、しかしこの言葉は元來稍々趣を異にする形の契約を指してゐたが、それは今日全く行はれてゐらぬ。(Report of the Federal Trade Commission on the Grain Trade, Vol. II.)

(四) 一九二一年の先物取引法第五節は取引所を contract market と認定する條件を定めてゐる。次にその抜萃を掲げる。

「農務卿は、物産取引所が次の條件規定に應ずる場合、而して然る場合に限り、その取引所を contract market と認定する權限を有し、また認定すべきものとす。

(a) その取引所が穀物現物取引の多量に行はるる終點市場 (terminal market) に存在し、穀物の一般價格および穀物の各等級間に存する價格の差異を正當に示し得る状態にあり、かつ公認されたる計量検査設備を有する場合。

(b) その取引所の統治機關が規定に従つて報告を作製蒐集し、總ての取引の明細事項を提示し、かつ一般記録を調製する場合。……かくの如き記録は日附より三年間保管することを要す。

(c) その取引所の統治機關が穀物の收穫状態または市場狀況に關する誤謬もしくは不正確の報告を弘めることを防止する場合。

(d) その取引所の統治機關が取引所における取引者によつて穀物價格の人為的操縱または買占め賣惜みの行はるることを豫防する場合。

(e) その取引所の統治機關が充分なる財産能力を有し、合法的に組織運営せらるる生産者組合の適法の權限ある代表者を、その取引所會員たることを許し、かつその取引所における一切の特權を與ふる場合。但し Contract market が手数料割戻を非とする規定は上述の生産者組合の善意の組合間における利益の配當に適用すべからず。

(f) その取引所の統治機關が本法第六節 (b) 項の規定によつて生じたる最後の命令もしくは決

定を有效ならしむる方法を講ずる場合。

(The Statutes at Large of the United States of America, Vol. XLIII, Part I, pp. 187—191)

(五) 一九二一年の先物取引法第六七八九十一十二および十三節参照。これらのうち第七節は租税徴收の方法を定めたものであるから、一九二二年の穀物先物取引法には現はれなかつた。

(六) Hill v. Wallace, 259 U. S. 66—67.

六

一九二二年九月二十一日、所謂穀物先物取引法 (The Grain Futures Act) が出来上つた。その全名稱は「穀物の諸州間商業に對する障碍および負擔を穀物取引所における先物取引を統制することによつて防止しまた除去し、その他の目的を達する法律」(An Act for the prevention and removal of obstructions and burdens upon interstate commerce in grain, by regulating transactions on grain futures exchanges and for other purposes.) と云ふ(1)。

本法においては課税規定は全く除かれ、舊法の第四節によつて課税せられたる取引は違法であると布告されて、次の新しき一節が附け加へられたのである。「通常物産取引所において行はれ “futures” として知られてゐるところの穀物の先物取引は國家的公共利害關係に影響を有す。かくの如き取引は公衆一般および穀物およびその生産物ならびに副産物を賣買す

る商人によつて諸州間の商業として多量に行はる。かくの如き取引に存する價格は、穀物およびその生産物ならびに副産物の生産者および消費者に對して價格を決定する基本として、またその諸州間商業における移動を促進するため、合衆國ならびに外國に互つて廣く報導通知せらる。かくの如き取引は諸州間商業において穀物およびその生産物ならびに副産物を取扱ふ出荷者、仲介者、製粉者、その他の者によつて、價格の變動によつて生ずることあるべき損失を填補するため掛繋の手段として利用せらる。物産取引所における穀物の取引および價格は投機の目的となり人爲的操縱または人爲的支配を受け易きものにして、屢々かくの如き投機、操縱または支配のために穀物價格の急激にして法外なる變動を見ることあり。かくの如き變動は諸州間商業における穀物およびその生産物ならびに副産物の生産者、消費者、および取扱者に對し有害なり。また價格の變動は穀物およびその生産物ならびに副産物の諸州間商業に對する障壁にして負擔をなすものなれば、かくの如き商業を保護し國家的公共利害關係を擁護するためそれに統制を加ふること必要止むを得ざることなり。」(本法第三節)。

新法第四節の規定するところは次の如くである。「何人たりとも合衆國內の物産取引所の規則に従つて穀物の先物取引契約を締結するところの申込、または該契約締結の確認、または該契約に存する價格の報導通知を郵便もしくは電信、電話、無線電信による諸州間商業によつ

てなすこと、または次に掲ぐる目的のために用ひらるべき取引契約をなすことは違法たるべし。

(a) 穀物またはその生産物またはその副産物の諸州間商業の取引を掛繋ぐこと。

(b) 諸州間商業におけるかくの如き取引の價格基本を決定すること。

(c) 諸州間商業において契約履行のため販賣、積出、または受取りたる穀物を引渡すこと。

この規定の例外となるものは舊法の第四節における者と同様である。すなはち現實の穀物所有者、穀物生産者、土地の所有者または賃借人、および Contract Market と認定せられたる取引所會員である。なほこれらの規定以外は舊法の規定全部が殆ど變更せられずに残された。

新法が憲法違反であるか否かについてシカゴ物産取引所を初めとしてミネアポリス、キャンサスシティ、セントルイス、およびダラスの取引所が夫々の地方における合衆國裁判所に訴訟を提起した。而してこれらの取引所に對して審議中新法を適用することを差控えたが、シカゴ物産取引所を除く他の總ての取引所の訴はシカゴの結末を待つこととして一時中止された。他の取引所は抗議しなかつたけれども、トレド物産取引所は新法に對する反抗を示すため穀物先物取引を廢止することを通告した。シカゴ物産取引所の訴訟事件はその後に遂に合衆國大審院にまで上つて行つたが、一九二三年四月十六日の大審院判決によつて新法

の憲法上の効力は確認せらるるに至つた(1)。

この事件における中心問題は穀物先物取引を諸州間商業の規定によつて取締り得るか否かであつた。ヘンリー・ユス・ロップスは原告側のために強く辯じて次の如く論じた。「取引所における先物取引は諸州間の商業に負擔を課することはない。しかるに本法は負擔を課するものであると云ふ前提の上に立つてゐる。……憲法による權力が存在するか否かがある事實または状態によつて定まる場合には、大審院はその事實または状態が眞に存在するか否かを決定せねばならぬ。……結局この問題は經濟法もしくは取引法の問題であるから、直接の立證よりもむしろ専門家の意見によつて定めねばならぬ。……疑ひもなく先物取引の相場は、賣買者が彼等の植段の決定に際して参考とする材料の一部分、而して屢々重要な一部分である。けれども各州の境界を越えて進む穀物の荷送人は、彼の附近にある市場の穀物現物相場によつて影響せらるる方が大きい。而して現物相場は先物相場と絶對的にも相對的にも同じであると云ふことは珍しいものである」

しかしながら大審院の決定によると、他の州からシカゴ市場に積出される穀物の流は、一時貯藏せられるか、または貨車積のままにせられて、シカゴ物産取引所において賣却せられ、その大部分は再び他の諸州または外國へ積出されるものであつて、明かに議會によつて統制せら

るべき諸州間の商業である。またかかる穀物が西部諸州から東部諸州への通し積荷證券の下に積出され、その通し積荷證券の約款をもつて荷送人に穀物をシカゴにおいて一時貯蔵し、検査し、秤量し、格付し、または混合するため積下し、また所有權を移轉し、荷受人または目的地を變更し、さらに引續いて同一の賃率をもつて同一の契約の下に積送を行ふ權利を與へることは、その穀物がシカゴに在るときにそれに對してその地方の課税をなすことを妨げないと同時に、依然として諸州間商業たるの性質を失ふことなく、議會がそれに對する統制權を奪はれるやうなことはない。かつシカゴ物産取引所は國家的公共利害關係に影響を有し、従つて國家的統制に服すべき仕事をしてゐるものである。それゆゑにたとひ時としては取引所會員たるの價値を傷けることあるとはいへ、取引所の行爲を支配する規則に制限を加へ、その職能の濫用を防ぎ、不當の差別的待遇を排して自由を確保することは議會の當然なすべきことである。以上が大審院の決定であつた。

一九二二年の穀物先物取引法の主要なる目的を列擧すると次のごとくである。

(一) 議會の使用に供し公衆の啓蒙に資するため穀物先物取引に關し信據するに足る包括的なる報告を得ること。

(二) 物産取引所またはその會員が穀物價格に影響するところの收穫狀態あるひは市況に關

する誤れるまたは誤り易き報導を弘めることを防止すること。

(三) 急激にして法外なる穀物價格の變動または穀物の買占めを惹起し、あるひは惹起する傾向を有する穀物先物取引機關の濫用を防止すること。

(四) Contract Markets を生産者に對する公開市場とし、利益配當方法 (partonage dividend basis) を用ひてその組合員のために現物取引に従事するところの適法に組織運營せらるる生産者組合を人為的に排斥することを防止すること。

(五) 穀物先物取引を公認検査設備あり満足なる穀物配給状態を續くるところの終點現物市場に存在する物産取引所に制限すること。

これらの目的を達成するために農務卿は、(一)穀物先物取引管理局 (Grain Futures Administration) を設置して重要な中心市場に出張事務所を開き、(二)穀物先物取引法の規定するところに適應するやう穀物取引所の定款規則を改變せしめ、(三)十個の取引所を Contract Market と公認し、(四)毎日の取引報告をなし、完全なる取引記録を保管しそれを檢閲し、その他本法の實施について必要な條件を具備することなどに關する一般的規定を普及し、(五)穀物先物取引に關する報告を蒐集發表し、而して(六)誤れるまた誤り易き市況報告の弘通および市場設備の濫用を防止すべき手段を講じた。かくして本法の實施はワシントンに在る穀物先物取引管理

局およびシカゴならびにミネアポリスに在る穀物取引所監督官の指揮を用ひて農務卿の事務所から直接に行はれることになつた。取引所監督官は總ての報告材料を自由に採集し得る地位に在つた。すなはち彼等は穀物取引に廣く深き經驗を有しそれを熟知してをる人々の中から選まれてをり、その上現實に市場に本部を置いて絶えず市場に出入し、そこに居る先物取引者ならびに現物取引者と密接なる交渉を保ち、取引所役員とも頻繁なる折衝を有し、その協力を常に求め廣く與へられてゐる(三)。

(1) The Statutes at Large of the United States of America, Vol. XVII, Part I, pp. 998—1003.

(1) The Board of Trade of the City of Chicago v. Olsen, 262 U. S. 1

(三) 穀物先物取引管理局の職能に關する詳細なる報告は、Report of Grain Futures Administration, September 9, 1924. 參照。